

お弁当やお惣菜のテイクアウトを始める方へ

飲食店などでテイクアウトのお弁当やお惣菜を製造販売する場合は、食品表示基準に基づく表示が必要となります。ただし、容器包装や販売する場所によっては、表示の省略が可能な場合もありますので、必要な表示と省略できる場合を確認するようお願いいたします。

● 表示を省略できるケース

下記の場合は、食品表示基準に定められた表示は必要ありません。（ただし、生食用牛肉の注意喚起表示を除く。）

- ① 客の注文に応じて弁当、惣菜を その場で 容器に詰めて販売する場合
- ② 繁忙時に備えてあらかじめその日の販売見込み量を容器に入れておく場合（①と同様と考えられるため）

● 食品表示基準に基づく表示事項

表示事項	表示方法	表示例
① 名称	お弁当やおかずなどの内容を表す一般的な名称を表示	幕の内弁当、とんかつ弁当、鶏のから揚げ
② 原材料名	焼鮭、目玉焼き、筑前煮、ポテトサラダなど、弁当の外部からみて原材料が分かるおかずは「おかず」と表示することができる。 フライなど衣で包まれたおかずで形状から推定できないものや弁当の名称に使用されているもの以外は基本的に省略不可。 （ただし、透明でない容器に入れられている場合は、おかずを確認することができないため、「おかず」ではなく、原材料の表示が必要です。）	ご飯、トンカツ、鶏唐揚げ、煮物（里芋、人参、ごぼう、その他）、焼鮭、卵焼き、クリームコロッケ、その他おかず
③ アレルゲン添加物	アレルゲンを含む特定原材料の表示と、添加物表示については一切省略不可。「おかず」、「その他おかず」等で省略されるおかず類に含まれるアレルゲンや添加物については、抜き出して表示することが必要。	【原材料名】エビフライ（小麦・卵・大豆を含む） 【添加物】膨張剤、甘味料（甘草）、保存料（ソルビン酸K）
④ 原料原産地名	原材料に占める重量割合が最も高い原材料に原料原産地表示が必要。おにぎりののりについては、重量割合にかかわらず、原料原産地表示が必要。米は、米トレーサビリティー法の規定に基づき、米穀の産地について表示が必要。	【原材料名】ご飯（米（国産））、鮭、のり（国産）
⑤ 内容量	弁当、おにぎり、サンドイッチ、惣菜等は、一般的には、「1食」、「1人前」であることや個数が外見上容易に識別できることから、内容数量の表示は省略が可能。	・ 省略可 ・ 記載する場合は、「1個」、「1食」、「〇〇g」等
⑥ 消費期限（又は賞味期限）	品質（状態）が急速に劣化する食品には、安全性を欠くこととなるおそれがない期限である「消費期限」を、それ以外の（比較的品質が劣化しにくい）食品には、おいしく食べることができる期限である「賞味期限」を年月日で表示。	【消費期限】R6.4.1
⑦ 保存方法	家庭等において可能な保存の方法を、読みやすく、消費者が理解しやすいような用語をもって一括表示部分に表示。	【保存方法】直射日光及び高温多湿を避けてください。
⑧ 製造者	氏名又は名称及び住所を表示。	【製造者】〇〇食品株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
⑨ 栄養成分表示	栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量を表示。 小規模事業者（※）は省略可。	【栄養成分表示】食品単位当たり 熱量 Okcal たんぱく質 Og 脂質 Og 炭水化物 Og 食塩相当量 Og

※ 小規模事業者とは、消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者（課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者ではない者）又は中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者（飲食業の場合は従業員が5人以下）です。

（裏面に続きます）

● 表示例

【弁当】

名 称	幕の内弁当
原材料名	ご飯(米(国産))、野菜かき揚げ(小麦・卵を含む)、鶏唐揚げ(小麦を含む)、焼鯖、スパゲッティ(小麦を含む)、エビフライ(小麦・卵を含む)、煮物(里芋、人参、ごぼう、その他)(大豆・小麦を含む)、ポテトサラダ(卵・大豆を含む)、メンチカツ(小麦・卵・牛肉を含む)、付け合わせ(小麦・卵・大豆を含む)
添加物	調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カラメル、カロチノイド、赤 102、赤 106、紅花黄)、香料、膨張剤、甘味料(甘草)、保存料(ソルビン酸K)
消費期限	〇〇. 〇〇. 〇〇
保存方法	直射日光及び高温多湿を避けてください
製造者	〇〇食品株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇

【おにぎり】

名 称	おにぎり
原材料名	ご飯(米(国産))、鮭、のり(国産)、食塩、(一部に小麦・さけ・大豆を含む)
添加物	調味料(アミノ酸等)、pH調整剤
消費期限	〇〇. 〇〇. 〇〇
保存方法	直射日光及び高温多湿を避けてください
製造者	〇〇食品株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇

【サンドイッチ】

名 称	調理パン
原材料名	パン(小麦・卵を含む、国内製造)、卵サラダ(大豆を含む)、野菜サラダ、チーズ(乳成分を含む)、ハム(豚肉を含む)、レタス
添加物	イーストフード、V. C、調味料(アミノ酸等)、カゼインNa(乳由来)、リン酸塩(Na)、発色剤(亜硝酸Na)、保存料(ソルビン酸K)、pH調整剤、乳化剤、酸味料、香料、コチニール色素、安定剤(キサンタンガム)
消費期限	〇〇. 〇〇. 〇〇
保存方法	10℃以下で保存
製造者	〇〇食品株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇

【惣菜】

名 称	マカロニサラダ
原材料名	マカロニ(小麦・乳成分を含む、イタリア製造)、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、きゅうり、人参、玉ねぎ、ハム(豚肉を含む)、香辛料、食塩、砂糖、食酢
添加物	調味料(アミノ酸等)、酸化防止剤(V. C)、コチニール色素、カゼインNa(乳由来)、増粘多糖類、発色剤(亜硝酸Na)、リン酸塩(Na)
消費期限	〇〇. 〇〇. 〇〇
保存方法	10℃以下で保存
製造者	〇〇食品株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇

● 食品表示に関する相談窓口

表示している内容(①品質事項に関するもの、②衛生事項に関するもの、③保健事項に関するもの)により相談窓口がそれぞれ異なります。ご不明な点がございましたら、内容により下記の連絡先にお問い合わせください。

品質事項 原材料、原産地、内容量などの品質(旧JAS法)に関すること

衛生事項 添加物、アレルゲン、期限表示などの衛生(旧食品衛生法)に関すること

保健事項 栄養成分表示、特定保健用食品、栄養機能食品(旧健康増進法)に関すること



仙台市消費生活センター
マスコットキャラクター「さつち」

事項	公所名	電話番号
品質事項	仙台市消費生活センター	022-268-7040(直通)
衛生事項	青葉区保健福祉センター 衛生課	022-225-7211(代表)
	宮城野区保健福祉センター 衛生課	022-291-2111(代表)
	若林区保健福祉センター 衛生課	022-282-1111(代表)
	太白区保健福祉センター 衛生課	022-247-1111(代表)
	泉区保健福祉センター 衛生課	022-372-3111(代表)
	健康福祉局保健所 食品監視センター(仙台市中央卸売市場内)	022-232-8155(直通)
	健康福祉局保健所 生活衛生課	022-214-8205(直通)
保健事項	青葉区保健福祉センター 家庭健康課	022-225-7211(代表)
	宮城野区保健福祉センター 家庭健康課	022-291-2111(代表)
	若林区保健福祉センター 家庭健康課	022-282-1111(代表)
	太白区保健福祉センター 家庭健康課	022-247-1111(代表)
	泉区保健福祉センター 家庭健康課	022-372-3111(代表)
	健康福祉局保健衛生部 健康政策課	022-214-3894(直通)

※ 衛生事項及び保健事項に関しては、事業所の所在地の区役所担当課へお問い合わせください。

仙台市消費生活センター

〒980-8555

仙台市青葉区一番町4丁目11番1号 141ビル5階

電話: 022-268-7040 FAX: 022-268-8309

右のQRコードから、消費者庁食品表示課発行
「食品表示基準Q&A」(弁当・惣菜に係る表示)
も参考にご覧ください。

